

岸和田市医療機関等物価高騰対策補助金 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気・ガス料金等の物価高騰を価格に転嫁できない保険医療機関等において事業の質の確保、持続的な運営、安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、岸和田市医療機関等物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号、以下、「規則」とする。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本事業の対象は、令和8年4月1日において岸和田市内に開設されており、かつ、同日時点で別表1に定める施設種別ごとに定める要件を満たしている施設の開設者または運営している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は本事業の対象外とする。

- (1) 申請日時点において、休止又は廃止しているもの
- (2) 開設の届出等がなされているものの運営の実態がないもの
- (3) 次のいずれかに該当する者が開設するもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは岸和田市暴力団排除条例（平成25年6月27日条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

イ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

- (4) 岸和田市が開設又は岸和田市の委託等により運営するもの

(補助金基準額)

第3条 本事業で支給する補助金の基準額は、別表1のとおりとする。

(申請)

第4条 本事業の対象施設として補助金を申請しようとする者は、施行日から令和8年7月31日までの間に、岸和田市が定める方法により、岸和田市医療機関等物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下、「交付申請書兼請求書」という。）を市長に提出又は市長の指定する電磁的方法により申請しなければならない。また、当該申請をもって、規則第13条の実績報告を行ったものとみなす。

2 前項の交付申請書兼請求書には、次の各号に掲げる書類の写し又はその電磁的記録（以下、「写し等」とする）を添付しなければならない。

- (1) 誓約書・同意書
- (2) 申請者の本人確認書類の写し等、但し、法人による申請の場合は不要

(3) 近畿厚生局が発行した保険医療機関指定通知書、又は保健所が発行した開設許可証又は開設届出受理書の写し等、指定又は開設されていることがわかるもの

(4) 振込先金融機関の口座番号等が分かる書類の写し等

(5) 申請日から遡って3か月以内に発行された社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が発する診療（調剤）報酬に係る審査結果通知書、支払額決定通知書若しくは支払通知書（振込通知を含む。）、歯科技工指示書のいずれかの写し等、運営されている実態がわかるもの

(6) その他市長が必要と認める書類又はその記録

3 第1項による本事業への申請は、施設種別ごとに、1施設につき1回とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に基づく申請があった場合は、必要な審査を行い、交付することが適当と認めるときは交付を決定するとともに、岸和田市医療機関等物価高騰対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した岸和田市医療機関等物価高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付決定の日から30日以内に振り込みを行う。

(交付の取消し及び返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 対象要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金を受給したとき

(3) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、岸和田市医療機関等物価高騰対策補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限及び方法を定めてその返還をさせるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、補助金の交付を行うことの決定のための調査のために特に必要と認めるときは、交付申請書兼請求書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日にその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付の決定を受けた補助金については、この要綱は、なおその効力を有する。

別表1

施設種別	要件	補助金
病院	適切に当該施設の開設の許可を受け、かつ、近畿厚生局長による保険医療機関の指定を受けている病院 但し、岸和田市が開設する施設を除く	許可病床（※1）1床につき5,000円
診療所 （医科・歯科）	適切に当該施設の開設の許可を受けている又は開設の届出をしており、かつ、近畿厚生局長による保険医療機関の指定を受けている診療所	1施設につき 100,000円
薬局	適切に当該施設の開設の許可を受け、かつ、近畿厚生局長による保険薬局の指定を受けている薬局	
施術所（※2）	適切に当該施設の開設の届出をしており、かつ、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、近畿厚生局長から承諾の通知を受けている施術所 同じ開設者が同一所在地で施術所を複数開設している場合は、1施設とみなす。	
歯科技工所	適切に当該施設の開設の届出をしている歯科技工所	

※1 令和8年4月1日時点で岸和田市保健所から許可されている病床数

※2 施術所とは、あん摩マッサージ指圧師、鍼師、きゅう師、柔道整復師が施術を行うための施設をいう。